

やきはらひ申候云々。慶長七年三月廿九日に石うら村之内三わらの御みやうつしの時、御せんぐとしてあんぜん坊、石うら村へ御出候云々、と載せたるかのえたつの年は、天正八年なり。此の年春柴田勝家・佐久間盛政等、加賀國本願寺派賊徒征伐として出勢、閏三月九日尾山落城の時、兵火に罹りたるもの也。然るを世治り、慶長七年三月石浦村の内に山王の社を再興し遷宮せしは、本多町なる社地なるべし。此の頃長町の舊社地は既に藩士の邸地と成りし故に、石浦の村地に於て更に社地を定め、社殿を再造せしなるべし。改作所舊記に載せたる寛文十一年四月の由來書に、石浦庄内上石浦村・下石浦村・保島村・笠舞村・木新保村・今市村・しめの村、七村之任人氏神と仰ぎ、彼地に在住之人々于今參詣仕。然るに先年故安房殿下屋敷之内に相込被請取。然共往古より在來之由にて其儘被置、寛永年中に再興之刻も安房殿へ斷申入處、可爲如前々旨被仰、造營致し罷在と載せたり。故に舊藩中は石浦村山王地主權現と稱し、別當をば石浦村慈光院と呼べり。此の神社は則ち城内の産土神にて、寛延二年の由來書にも、當社山王權現は

石浦郷之惣社にて、山王之舊跡に候故歟、陽廣公暨淡路守様・飛騨守様並御姫様御兩人、當社へ御宮參被遊、松雲公御代始而若君様御誕生之砌、御宮參之御使者相立候處、其砌當社別當高野山に罷越勤學中にて就無住、神明宮へ御宮參被遊候由代々傳候。勿論松雲公御代當社之儀御尋に付、石浦郷之内往古七ヶ村之地氏神等之儀、委曲慶安四年・明曆二年兩度書上げ、御城中石浦之郷内之由古來より所持仕縁起並七ヶ村敷地之繪圖に相見申候と載せたり。卯辰觀音院山王社は即ち當社石浦山王の神靈を勸請せし社にて、廢藩の際まで卯辰山王をば城内の産土神となし、豐太閤の肖像を合祀せらる。この卯辰山王は今豐國神社と稱し、近年殿町へ移轉せり。さて石浦山王社は寛永十八年三月本多安房守政重、金二百兩寄附ありて、本殿九尺二間八棟造に造營せられ、幕五張・提灯五張寄附ありて遷宮式執行し、且神供米として毎歲米三拾六俵奉納せらる。寛文三年七月二代安房守政長より社殿再建。寛政九年二月六代安房守政行より社殿再建。文政元年山王社再建。其の後山王社破壊、本地觀音堂を以て社殿となし、地主權現と稱す。然るに嘉

永元年山崩にて社殿悉く潰れ土下に成る。時の別當再興の舉に及び、安政五年五月下旬より斧斤の功を營み、同年六月朔拜殿造營柱立の儀式をなし、追々成功の舉に及ぶといへども、別當失錯の事等にて人望を失し、十六世の別當崇龍人望を得、遂に再建の舉に至るといへども、盡力中遷化し、十七世の別當盛雅元治二年別當職と成り、種々注意して落成の功を遂げ、明治元年閏四月七日遷宮式を執行しける處、王政復古百事改革の際、神佛混淆御廢止の旨宣下ありて、權現號を廢し、佛体・佛器取除け、別當盛雅同年十二月復飾して長谷勝治と改稱し、長谷山慈光院の號を廢し、更に石浦神社と改稱ありて、同五年十一月郷社に列し、祠官・祠掌を置かる。然るに當社は元佛殿造にて不都合なるのみならず、社も僻陬なるに依つて、氏子協議の上同十二年四月移轉の事を縣廳へ上申せしに、同年七月許可ありて廣坂下舊藩士山本氏の舊邸地へ移轉し、土地を平均し、社殿の位置を定め、十月廿日地鎮祭をなし、十三年四月十二日日本殿並に社務所造營の舉に及び、五月十三日日本殿造營の功を規め、六月廿二日正殿柱建、七月廿四日鈞殿柱建あり

て正殿落成。八月三十一日從來の社殿に於て臨時祭執行し、九月一日新殿へ遷座、同年十二月十日舊社地の拜殿を取毀ち、十九日柱建、十四年三月落成し、四月一日・二日慶賀祭を執行す。

○石浦神社祭神考

舊説に曰く、石浦の社は、舊號石浦山王と稱し、或は地主權現とも呼べりといへども、是皆後世の俗稱にて、延喜式神名帳に載せられし加賀郡三輪神社是也と云ふ。平次按ずるに、石浦郷七村の惣社にて、舊藩中は府城の惣巡り凡そ四千三百餘戸の産土神にて、金澤市第一等の産土神なれば、式内三輪神社也といふ舊説さもあるべし。三輪神社は惣國風土記に加賀郡三輪神社。所祭大日貴命也。敏達天皇四年乙未八月始奉主田行神事。とありて、其の創立は詳かならずといへども、往古よりの舊社なる事知られけり。今石浦郷の地、石川郡の地内に屬すといへども、古は加賀郡の地内なり。大豆田淨住寺記に、文保二年大乘寺二世登山和尚、加州加賀郡山崎村に七堂伽藍建立、花園帝勅額を賜ひ、三百貫の地を寄附し給ふとありて、其の寺地は小立野修理谷坂